



つむぎだより No.22

＝スイーツ月間(?)＝

年初は、年末調整の後処理と給与計算、手続き業務が目白押しの状態で、スタートしました。

バタバタしているさなかでしたが、1月15日(土)にスタッフ全員で、以前から楽しみにしていたホテルのスイーツビュッフェに行ってきました。もちろん、感染防止対策はバッチリで。

12時からのスタートで各々好きなものから攻略(笑)。スイーツビュッフェとはいえ、軽食もあるので、まずはご飯を食べてからという人もいれば、最初からスイーツに行く人も。ケーキにプリン、ゼリーやババロア、パンケーキ、アイスクリーム、シャーベット、パフェに至るまで、かなりの種類があり、90分間でしたが大いに楽しんできました。

これだけではなく、なんと18日には、『ぜんざい』をスタッフが作ってくれて、オフィスで和スイーツも楽しみ、大満足。代表のK氏もしっかり食べていましたが、体重はキープ。ダイエットは順調のようです。

今年も、滑り出し好調です!! (川東)

1、雇用保険マルチジョブホルダー制度がスタート

◆雇用保険マルチジョブホルダー制度とは?

令和4年1月1日から、65歳以上の労働者を対象に「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が新設されました。これは、複数の事業所で短時間勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務時間を合計して以下の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に、雇用保険の被保険者(マルチ高年齢被保険者)となることのできる制度です。

【適用要件】

- ・複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- ・2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が、5時間以上20時間未満)の労働時間を合計した1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

◆手続きは本人が行うのが原則

失業した場合、マルチ高年齢被保険者であった方が、高年齢求職者給付金を一時金で受給することができます(一定の要件を満たす必要あり)。老後の生活資金や介護費用等のために、利用を検討する労働者もいるかもしれません。ただし、この制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が、手続きを行わなければなりません。手続きに必要な証明(雇用の事

実や所定労働時間など)は、本人から事業主に記載を依頼して、ハローワークに申し出ることになっています。

◆事業主に求められること

労働者から手続きに必要な証明を求められた場合は、速やかに対応しましょう。また、労働者が申出を行ったことを理由として、解雇や雇止めなどの不利益な取扱いを行うことは、法律上禁じられています。また、労働者がマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から『雇用保険料の納付義務』が発生しますので、制度についてしっかりと理解し、対応していきましょう。

【厚生労働省「雇用保険マルチジョブホルダー制度について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389_00001.html



＝季節のコラム＝

年中美味しく食べられますが、「海苔」は初春の季節で、2月6日は『海苔の日』です

古くは奈良時代初期に編纂された『常陸国風土記』に登場しており、702（大宝元）年1月1日、新暦の2月6日に施行された大宝律令では、産地諸国の名産として年貢に指定されました。平城京では、海草類を売る「にぎめだな」（和布店）、海苔や昆布を佃煮のように加工したものを売る「もはだな」（藻葉店）という市場も存在したとか。江戸時代に和紙を漉く方法で紙状に加工した板海苔が普及します。

タンパク質、食物繊維、ビタミン、カルシウム、タウリン、ベーターカロテン、アミノ酸など栄養に富んだ日本人の食生活に欠かせない食品ですね。（鹿島）



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、オフィスの湿度、気にしていますか？

◆オフィスの「湿度」に関する規則

つむぎだより1月号で、令和3年12月に公布された『事務所衛生基準規則』を紹介しましたが、規則には、「オフィスの湿度は『40%以上70%以下』になるように努めなければならない」、とも定められています。

◆冬場は特に

労働安全衛生総合研究所によると、東京都が行った調査では、特に暖房を使うようになる冬(12～3月)は、40%以上という基準に適合しない企業が多いと報告されています。同研究所が実際のオフィスの湿度測定を行った調査によると、測定場所の30～40%が湿度40%未満で基準値を満たしていなかったそうです。

◆快適なオフィス環境を

オフィスがひどく乾燥すると、従業員の健康にも影響があります。目の乾燥やかゆみだけでなく、「皮膚の乾燥・かゆみ」、「くしゃみ」、「せき」、「鼻水・鼻づまり」といった症状は、乾燥が原因と考えられます。

コロナ対策として、事務所内ではマスクを着用している場合が多いと思いますが、咳やくしゃみに対して敏感な社会状況ですし、仕事に集中したいときに隣の人が咳やくしゃみをしていると、良い気分ではないですよ。人間関係にも潤いがなくなってギスギスしてきそうです。

換気に心掛けているオフィスは多いですが、ぜひ湿度にも注目して快適なオフィス環境を目指していきたいですね。

【(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所「冬季のオフィス環境における低湿度の実態と対策について」】

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/mail_mag/2014/75-column-2.html



3、今月のおすすめ本

今月は「武器としての組織心理学」(ダイヤモンド社)をご紹介します。

普段、お客様より職場のトラブルのご相談を頂いたりしますが、人間関係が原因であることが多いと感じています。この本には、そんな職場の人間関係のトラブルを科学的・客観的に分析して、リーダーが取るべき戦略を提示してくれています。

妬み、温度差、不満、権力、信用(不信任)という5つのテーマについて、組織に起こるネガティブな感情を好転させていくためのアクションが参考になります。

尊敬する方から「問題に直面したとき、その問題を理屈で割っていても、最後に感情という余りが出る。それをどう処理

するかが大切なこと」と教えてもらったことを思い出しました。

個人的には、この「組織心理学」について、今後も掘り下げていきたいテーマとなりました。ぜひ、読んでみて下さい。

(川端)

